

○ 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	改正前
<p>「条を削る。」</p>	<p>（電子情報処理組織による登録の更新の申請の場合の納付方法）  <u>第一条の六</u> 令第二条第二項ただし書及び第三条の十三第二項（令第三条の十四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、現金をもつて手数料を納付するときは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う法第三条第一項の内閣総理大臣の登録に係る同条第二項の登録の更新の申請により得られた納付情報により行うものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	